

会 議 録

						記録者	藤田雅之	
供覧	部長	次長	課長	課長補佐	主査・係長	グループ員		
件名	令和5年度第4回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会							
年月日	令和6年1月18日(木)							
時間	午後1時30分～午後3時							
場所	龍ヶ崎市役所5階全員協議会室							
出席者	被保険者代表：高野委員、渡部委員、松井委員 医療担当者代表：杉野訓男委員 公益代表：伊藤委員、杉野五郎委員、百瀬会長、石井委員 行政：坪井健康スポーツ部長 (事務局) 保険年金課：沼尻課長、塚本主査、高橋主幹、記録者							
会議の内容	議事(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税の税率改正及び国民健康保険税条例の改正内容について 報告(1) その他							
発言の内容								
事務局	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>会議に先立ち、会議資料の確認をお願いします。</p> <p>本日、お配りしました会議資料は、A4サイズで1枚の本日の会議次第とA4横刷りの「令和5年度 第4回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」資料、および「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の新旧対照表(案)の3点となります。</p> <p>配布漏れなどございましたら、お配りしますので、お申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">(会議資料の持参・配布状況確認)</p> <p>改めまして、ただ今から、「令和5年度 第4回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。</p> <p>ここで、事務局より2点ほどお願いがございます。</p> <p>まず、1点目です。</p> <p>本日の会議は、会議録作成のため、会議中のご発言を全て録音させていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>ご発言の際は、挙手のうえ、議長からの指名を受けたのち、マイクスタンドのスイッチを押して、赤いランプが点灯してから、ご発言をお願いいたします。</p> <p>そして、ご発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、2点目です。</p> <p>本協議会は、被保険者の皆さま、現役の医療機関関係者、大学関係者、社会保険労務士、市議会議員など様々な分野から、ご参加いただいております。</p> <p>したがって、会議時間は最大で午後3時までとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>では、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況を報告いたします。</p>							

事務局	<p>定員 12 名のところ、出席が 8 名です。 龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第 4 条の規定のとおり、各代表から 1 名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>続いて、傍聴者でございますが、本日の会議の傍聴希望者はありません。</p> <p>次に、会議録に署名をお願いする委員を指名させていただきます。 会議録は、開催ごとに作成し、会長以外に、2 名の委員からご署名をいただいております。 ご署名をいただく方は、会議に出席いただいた委員の中から、なるべく偏らないかたちで、事務局で選ばせていただいております。 本日の協議会につきましては、高野 美枝子 委員、杉野 訓男 委員の両名に会議録の署名をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(両委員了承)</p> <p>ありがとうございます。 両委員には、後日、事務局から会議録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認と、ご署名をお願いいたします。 それでは、本日の議事に入らせていただきます。 龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則第 4 条に「会長は、会議の議長となる」との規定がございますので、ここからの進行は、百瀬会長にお願いしたいと存じます。 百瀬会長、よろしくお願いたします。</p>
百瀬会長	<p>百瀬でございます。本日もよろしくお願いたします。 それでは、本日の次第に従って協議会を進めてまいります。 議事第 1 号「龍ヶ崎市国民健康保険税の税率改正及び国民健康保険税条例の改正内容」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事第 1 号につきましてご説明させていただきます。</p> <p>(会議資料参照)</p> <p>以上、議事第 1 号「龍ヶ崎市国民健康保険税の税率改正及び国民健康保険税条例の改正内容」についての説明となります。</p>
百瀬会長	<p>はい。今回は非常に重要な国民健康保険運営協議会の役割の一つであります保険料率の決定についてご審議いただきます。今までの議論を通じて、案 A と B と二つに絞られました。今日この場で、そのどちらかに決める必要があるということになります。</p> <p>まず、事務局の説明に対して、質問あるいはご意見を自由にご発言いただければと思います。</p> <p>また、場合によっては今回は重要な案件となりますので、お一人ずつご意見をお伺いするかもしれません。</p> <p>いかがでしょうか。はい。松井委員、お願いたします。</p>
松井委員	<p>2 ページ目の基金繰入の表についてです。 案 A の 5,000 万円の繰入というところで、令和 6 年・7 年・8 年の 3 回×5,000 万円という理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。毎年度の保険税のみで賄いきれない不足分を繰り入れるという考え方で、案 A であれば、1 年に 5,000 万円ずつ繰り入れて、3 年で 1 億 5,000 万円になるという計算です。</p>

松井委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、案Bは、令和8年度までの繰入額が1億円の1回きりという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。こちらにつきましても案Aと同様に、毎年1億円を繰り入れて、令和8年度までの3年の合計で3億円の繰り入れとなります。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にもぜひ、重要な審議事項ですので、資料や事務局説明に対する質問をお願いいたします。</p> <p>はい。渡部委員、お願いします。</p>
渡部委員	<p>改正案は、令和8年度までの税率としてあり、その8年度末には基金残額が少なくなってしまうかもしれませんが、それでよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和8年度までの税率としたのが、茨城県の保険料水準の統一の進捗状況を見る期間としております。現行の税率のままですと、基金繰入額が過多となり、来年度もしくは次の7年度には収支不足に陥り、赤字になることが予測されますので、一旦、8年度までの間、繰入額を上限値の1億円ずつとした場合でも、基金が若干残るようにと、事務局にて用意した案となります。</p>
渡部委員	<p>では、令和8年度までの税率ですので、9年度になった時に、状況が変わらず、収支不足もしくは繰り入れる基金もないような場合は、どのように対応するのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。先ほど申し上げました、茨城県の保険料水準統一の状況にもよりますが、その際にまた収支不足となるような場合は、税率改正を図っていくようになってくるかと思えます。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p> <p>もう一度確認ですが、今後は県として保険料率が統一されていく可能性が高いということですよ。</p> <p>仮に令和9年度に保険料率が統一されることになった場合、市で保険料率を決めることが、基本的にはできなくなる、という理解でよろしいですよ。それとも、ある程度の裁量が認められ、決めることができるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。茨城県内の保険料率の完全統一につきましては、今のところ、前回の協議会でご説明差し上げたとおり、県では白紙からの仕切り直しとしております。</p> <p>県でもゆくゆくは、県内保険料率の完全統一ということ、国通知や全国的な流れからも検討していると思えますが、今後の方向性を示すのが、おそらく令和8年度となる見込みと説明がございましたので、現状では、その状況を注視ながら、今後の龍ヶ崎市の税率を、いつまでにどうしていくかというところを検討していく考えでございます。</p>
百瀬会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>令和9年度に完全統一にはならなくても、ある程度、保険料統一に舵を切っていくということになるかもしれないということで、その時に基金が5,000万円しかないのと、2億円残してある場合では、引き上げ幅が変わってくるかと思えます。</p> <p>渡部委員もそのことについて確認したかったと思いますが、まだ見通しがつかないなか、ご発言いただくのは難しいかもしれませんが、8年度末に残る基金の額によって9年度以降にどういった違いがあるか、ご説明いただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>令和8年度末に2億円残すか、5,000万とするかにつきましては、当然事務局としても、不測の事態への備えとして、より多くの基金は残したいところではあります。</p> <p>さらに理想としては基金を使わずに適正な運営ができればいいのですが、実際のところはそうではなく、基金繰入をしなければならぬのが現状です。</p> <p>税率改正にあたっては、基金繰入額を少なくし過ぎると、その分は保険税で賄うこ</p>

事務局	とになるため、被保険者の負担増となります。その辺のバランスを考えまして、被保険者の急激な負担増を緩和するために1億円の繰入を3年間続けるという税率設定をお示ししているところです。
百瀬会長	ありがとうございます。 仮に保険料率が県で完全に統一された場合でも、基金を残すことに意味があるのでしょうか。
事務局	国では、令和12年度までに納付金ベースでの統一ということを示しております。 推測ではありますが、茨城県においては、完全統一の前段階の納付金ベースでの統一を令和8年度に予定しておりましたが、それについても仕切り直しを決定していますので、9年度で統一がなされ、その税率に拘束されることはないと考えております。今回の改正案が令和8年度までとしておりますが、おそらく9年度以降も県内市町村の裁量で税率設定ができるような状況であると考えております。
百瀬会長	そうなりますと、この基金を2億円残すA案は、現時点でB案よりも高い保険税率になっていますが、令和9年度以降、12年度ぐらいまでの間は、その時に2億円の基金が残っていれば、また税率改正となった際に、上げ幅を抑えることができるということですね。
事務局	はい、おっしゃるとおりです。
百瀬会長	案A・Bのどちらにしても負担が増えますが、国保は自営業者あるいは被用者保険に入っていない方や定年退職した方などの保険であるため、保険税負担を考えると、将来的な負担増の抑制を優先するのか、特に昨今の物価高の影響があるなか、見直し期間とする3カ年の負担を抑制するのかをどう捉え、考えるかということになります。 どちらが正解ということではないのですが、案A・Bの両案にそれぞれの長所・短所がある、ということですね。 他にいかがでしょうか。はい、杉野五郎委員、お願いします。
杉野五郎委員	一点確認させていただきます。 1ページ目、来年、令和6年度の国保事業費納付金本算定結果、19億5,330万円という説明がありましたが、やはり翌7・8年度がどのように推移していくのか、ある程度見込みが出ているものなのでしょうか。
事務局	はい。国保事業費納付金について、国保の被保険者だけで言えば減少傾向にありますので、単純に給付費だけで見れば、納付金が減少することも予測されますが、一方で、後期高齢者が増加していることから、後期高齢者支援金分については、上昇傾向にあります。 また、令和7年度以降の見込みについては、県の説明でも、2年・3年と先の計算を示せないとしていますので、先ほどの資料での事務局説明のとおり、現状では高止まりの傾向が続いていることから、今後も同様の状況になるのではないかと考えております。
杉野五郎委員	ありがとうございました。 ある程度の先の見込みもできないために、税率に対しても慎重にならざるを得ないと思います。 案A・Bの両案にそれぞれの長所・短所があるので、今日ご出席の皆さまの意見次第になると思います。
百瀬会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 はい。伊藤委員、お願いします。
伊藤委員	税率改正案については、基金をどう活用していくかで決まるかと思います。そこで、今後、基金残高はどのように推移していくのでしょうか。 また、市独自で国民健康保険を支援するという考えはありますでしょうか。市・県

伊藤委員	<p>が運営する保険制度ですので、多少なりとも支援するという考えが必要だと思います。</p> <p>前回は申し上げましたが、先ほどから言われている昨今の物価高の状況のなかで、基本的には私は保険税の引き上げには反対という立場です。</p>
事務局	<p>はい。基金の推移ですが、いずれの改正案についても、基金を取り崩していきますので、資料2ページのように減少していきます。仮に改正せずに現行税率のままとした場合、令和6年度の1年間で基金が枯渇し、翌7年度に税率を大幅に上げるしかない状況になるかと思えます。</p> <p>そこで基金をどのように活用していくかというところで、案A・Bをお示しして協議をいただいているところです。また、おそらく市からの支援につきましては、一般会計から市税等を繰り入れて、基金を増やし、税率の上げ幅であったり、税率の改正・引き上げを先送りにということをお話されてると思いますが、令和6年度についても、厳しい状況で予算編成をしているところでございまして、今のところ一般会計から国保に対しての支援ということは、なかなか難しいと財政担当から伺っております。</p>
百瀬会長	<p>基金残高の推移については、あくまでも案A・Bでのシミュレーションであって、納付金の増減によっては、取り崩し額が増えるかもしれないし、逆に少なく済む可能性もあって、あくまでも目安の判断基準ということですよ。</p> <p>他にいかがでしょうか。はい、杉野五郎委員、お願いします。</p>
杉野五郎委員	<p>説明資料では前回も案A・Bのどちらかと示されていますが、相当厳しい判断になるなど感じています。</p> <p>そうすると、案A・Bの折衷案というのは考えられませんか。</p>
事務局	<p>案A・Bの折衷案で5,000万円と1億円の間で7,500万円の繰入での税率も、試算はしていますので、ご提示できます。目安では、折衷案ですので、ちょうど案A・Bの中間値ぐらいになるかと思えます。</p> <p>案A・B以外の税率にしたいというご意見であれば、そこも含めて審議いただければと思います。</p>
石井委員	<p>前回のときも、質問していますが、私は社労士の立場で言うと国保の加入者については、割と限定的だと思っています。</p> <p>もちろん給与所得の方や自営業の方などだと思いますが、資料3ページ目のシミュレーションで、本当に所得のない、または少ない方の差は案A・Bでも少なくなっていると思います。その差が大きいと感じるか、少ないと感じるかはそれぞれですが、逆に所得のある方については、若年層・高齢層で見ても明らかに差が大きくなっています。今後、こういった世帯の方を中心に考えていくかで、税率設定をどのようにするかということになるかと思いました。</p> <p>もう一点、伊藤委員からもご質問がありましたが、一般会計からの繰入について、公平性の観点から、昨今の物価高はいわゆる国保加入者のみではなく、社会全体にあることですので、国保の税負担緩和のためだけに繰り入れることができるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。一般会計からの繰入ですが、国保の運営主体が都道府県化される平成30年度より前は、各市町村の判断で繰り入れることが可能でしたが、現在、基本的には市の判断ではできないようになっています。また、仮に赤字繰入を行った場合、6年間でその赤字を解消する赤字削減・解消計画を作ることが義務付けられています。計画では、赤字解消を目的とした税収を確保するため、保険税率を大幅に上昇させることに繋がってしまうことが考えられます。</p> <p>ただ今のご意見にあったとおり、一般会計の市税には国保のみではなく、社保の方からのものもありますので、社保の方からすれば、自身の保険料を負担しながら、国保の保険税も負担するということになり、公平性という観点から難しいということと、一般会計には一般会計の事業がありますので、国保を支援することによって、結</p>

事務局	果、一般会計の事業を絞ることとなってしまいます。そういったことを踏まえまして、一般会計からの繰入はやはり難しいと考えております。
百瀬会長	ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。はい、伊藤委員、お願いします。
伊藤委員	一般会計繰入については、色々な考え方があると思いますが、社保の定年も伸びていますし、ずっと働けてということでもない限りは、今現役の方も皆さん、いずれ国保に加入するということになるかと思えます。そこで相互の助け合いではないですが、一般会計から繰入を行っても問題ないのかなというふうに私は考えています。 また、国が一般会計からの繰入について、先ほどの赤字削減・解消計画などのペナルティなど、国の対応にも問題があると私は思いますが、そのペナルティについて、具体的にどのようなものがあるのかお聞かせください。
事務局	はい。一般会計繰入を行った場合のペナルティですが、一つは先ほど申し上げた赤字削減・解消計画の作成です。県の指導を受けながら6年間で赤字繰入を解消していきます。 もう1点が、国から県・市に交付される保険者努力支援交付金について、減額される恐れがあります。減額となると、さらに減収となるので、それを賄うために余計に税負担が増えてしまうことにもなりかねませんので、やはり赤字繰入は難しいと考えております。
伊藤委員	やはり、市民の命と健康を守る国保ですので、赤字繰入に対して市町村にペナルティばかり課すのはおかしいと、意見を国保担当として市が言って欲しいと思っています。そういった意見・要望について、どのように取り組んでいるのかをお聞きます。
事務局	保険制度の安定した運営のため、国費のさらなる投入などといったことは、毎年、全国市長会を通して意見として出しているところです。
伊藤委員	市長会を通しての意見ということですが、本当に市民が困ることですので、しっかり意見していただきたいと思います。 また、国へ意見を上げることについて、市独自で何か取り組みというのは考えていないのですか。
事務局	残念ながら、単独で個々の市町村では、国には取り合ってもらえないと思います。そのための市長会・県知事会ですので、引き続き、そちらを通じて意見・要望を申し上げることになるかと思えます。
杉野五郎委員	今ほど事務局から説明いただきましたが、やはり国保制度自体が旧態依然としており、このままの制度では成り立たないと私は考えています。 さらには、抜本的な制度の見直しや国からのさらなる交付金補助といったことまで持っていけないと、この問題は解消できないかと。ぜひとも、先ほどの団体での国への要請を強力にしてもらいたいということを私からもお願いします。
事務局	ただ今のご意見に関することですが、市長会でも、保険制度の見直しとして、社保、国保、後期も含めた全ての健康保険制度の一本化を求めています。実現はまだまだ先かもしれませんが、国保だけでは制度運営が難しいということで、いずれは全ての健康保険を一本化するというのを求めているところです。
百瀬会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 はい、渡部委員、お願いします。
渡部委員	今まで説明や質問を聞いていましたが、最終的にはある程度の所得のある方には、税負担をお願いするしかないのかなと考えております。 ただ、所得の低い方にはそれでも大変負担ですので、7割・5割・2割といった法定軽減に加えて、ある程度の基準での減免・減額措置といったものを、実施するという考えはあるのでしょうか。

事務局	<p>法定軽減以外の減免では、今のところ条例で定めている災害や失業といった場合の限定的なものとなります。</p> <p>それ以外に、例えば所得がある程度の基準以下であれば減免しますということになりますと、その分もさらに所得の多い方に、税負担をお願いすることになりかねません。市としては、保険税として必要な額は変わりませんので、どこかで負担が減るということは、違うところで負担が増えるということになります。</p> <p>様々な所得階層の方が加入している制度ですので、一定の所得階層の方だけに対して、負担を軽くする・重くするというのが公平性の観点から、難しいところです。従いまして、市としては法定軽減で、一定の基準のもと実施していくしかないと考えております。</p>
百瀬会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>はい。杉野訓男委員、お願いします。</p>
杉野訓男委員	<p>保険事業費納付金は、先ほどから言われていますよう高止まりとなっておりますが、国保が県単位化された最初の平成 30 年度は 23 億円も納付していたのが、徐々に減っていき、また 4 年度から上昇に転じて、5 年度ではさらに増えてますよね。</p> <p>人口減少や社保の適用拡大で、被保険者は減少していますが、国保に残った方々の高齢化などの影響で医療費がそこまで減っていないことも原因かと思っております。ですので、しばらくはこのような状況が続くとしますと、納付金額は数年間、同程度の範囲で推移していくのかなと感じております。</p> <p>ただ、人口が減少傾向にあることは明らかですので、ある時を境に、どの程度先のことになるかは分かりませんが、納付金額も下がってくるかと思えます。</p> <p>そう考えますと、基金残高があるうちは、被保険者の負担を考慮した案 B の方がいいのかなと考えております。もちろん、まだ結論ではありませんけど、会議の時間にも限りがありますので、今のところの考えです。</p>
百瀬会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ひととおり各委員からご意見・ご質問はいただき、この後、案 A・B、ないしは折衷案ということで、協議会として意思決定をする必要がありますが、多数決で決めるということとはしませんが、他に何かありますでしょうか。</p> <p>はい、事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい。なかなか各委員のご意見があるなか、決めにくい部分もあるかと思えます。</p> <p>まず、市の考えとしましては、被保険者の税負担を基金繰入で多少なりとも緩和できる案 B で考えております。</p> <p>そこで現時点での見込みではありますが、令和 8 年度に基金残高 5,000 万円となりますが、先ほど申し上げた県の保険料水準統一の進捗状況、あとは先ほどもお話がありました、実際の収支状況などを見て、改正が必要であれば、適宜、本協議会へお諮りしたいと考えております。</p>
杉野五郎委員	<p>事務局から説明がありましたが、私は、案 B でいいと考えております。</p> <p>やはり、昨今の経済状況などから、なるべく被保険者の負担が上がらない方が望ましいということが理由です。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。</p> <p>はい、伊藤委員、お願いします。</p>
伊藤委員	<p>そもそも国保の加入者ですが、基本的には社会保険に加入できない方や、非正規、自営業者、年金生活者ですよね。本当に所得が少ない方々もいらっしゃいます。今年の最低賃金の引き上げも、大きく上昇したわけではないと聞いています。そうしたなか、私が聞いたところでは、中小の事業者の方たちの事業規模もコロナ禍前の水準に戻っていませんし、年金支給額も当然上がっていません。そのうえ、今の物価高もありますので、ここで国保税の引き上げというのは、どうなのかなというふうに思っています。</p> <p>先ほどもありましたが、国保も含めた保険制度の構造的な問題だと思いますが、税</p>

伊藤委員	率を引き上げず、市が負担するというのは難しいとのことでしたので、国にもっと負担を求めていくべきだと思っています。前回も申し上げましたが、基金繰入があったとしても、被保険者の負担増となる今回の税率の引き上げについては、反対をさせていただきます。
百瀬会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 はい、松井委員、お願いします。
松井委員	数字だけ見ますと、6.60%と6.30%と、案A・Bで大きな違いはないように思います。私個人の意見としましては、令和8年度末により多くの残高が残る、案Aでよろしいのかなと感じています。 それともう一点、条例改定案の2ページ目のこの減額措置のところ、案Aと案Bで、どのくらい減額されるのか、分かれば教えていただきたいのですが。
百瀬会長	はい。減額は均等割の部分ですので、案A・Bどちらにするかで変わってきますが、いかがでしょうか。
事務局	はい。税条例の一部を改正する条例についての新旧対照表中、1番上の表、別表4です。基礎課税額、医療給付費分にあたる場所ですが、上から20条第1項第1号から順に2号、3号と、現行の均等割額2万6,200円から7割、5割、2割の軽減額となります。上から1万8,340円、1万3,100円、5,240円とあります。 案Aですと基となる均等割額が3万2,400円ですので、表の上から順に2万2,680円、1万6,200円、6,480円の減額となります。 これが、案Bですと基となる均等割額が3万1,500円ですので、表の上から順に2万2,050円、1万5,750円、6,300円の減額となります。 その下の別表5・6につきましても、同様となります。 別表5が後期高齢者支援金分で、別表6が介護納付金分です。案A・Bともに均等割が同額となりますので、一括させていただきます。 案Aですと基となる均等割額が1万4,700円ですので、表の上から順に1万290円、7,350円、2,940円の減額となります。 これが、案Bですと基となる均等割額が1万4,100円ですので、表の上から順に9,870円、7,050円、2,820円の減額となります。 以上のとおり、ベースが上がりますので、減額する額も多少上がるというようになりますが、そういった計算になるかと思えます。
百瀬会長	国保税には、所得割として世帯所得の一定割合を計算する部分と、世帯の人数に応じて計算する均等割があります。 現行では、世帯所得に税率をかけた分と、1人あたりにかかる2万6,200円を納めるということになりますが、これがもし引き上げとなった場合、案A・Bにある3万2,400円、もしくは3万1,500円を納めなければいけないというふうになります。ただ、所得の少ない方については、その3万何千円の部分、いわゆる均等割の部分が増減額されます。ですので、仮に今回、均等割が上がったとしても、所得の少ない方は減額分も大きくなります。負担増となることは確かですが、軽減の対象外となる世帯よりは納付する金額の増加は少なくなります。 他にご意見いかがでしょうか。 はい、石井委員、お願いします。
石井委員	社会保険では、所得の多い・少ないにかかわらず、基本的には料率は同じです。それを労使折半で、半分を会社が支払うということで、この場にも経営者の方がいらっしゃいますが、経営者にとっても、大きな負担になっているのは確かです。今後、社保の適用拡大により、106万の壁や130万の壁といったところの方も、ゆくゆくは社保に加入するようになっていきますので、社保自体の負担も増えていきますし、それに伴い、国保としては被保険者と税収の減少となっていくかなと思います。本当に制度全体が変わってきていますので、国民皆保険制度を守るということで、考えていかなければならないと感じております。

石井委員	<p>あと、先ほどからお話の一般会計からの支援についても、ガソリンなどの燃料費高騰に関する補助など、いくつか物価高に対する補助を行っているかと思います。国保・社保を問わず、そういった補助制度に該当する方々を守っていただければと思いますし、今後、税金の使い道が少子化対策にシフトしていくかと思いますので、そういった働く現役世代を支援して、どんどん増やして欲しいとも思います。個人としては、龍ヶ崎市は県南地域で位置的につくばみらい市や守谷市と変わらない環境下ですので、そういったところも色々な手立てを考えていただければと思います。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。 そろそろ結論を出さなければいけない時間が近づいてきました。私自身は龍ヶ崎市が、地方自治体としてずっと続いていくことと、今後、国保の保険料率の統一が図られていくことを考えますと、仮に案Bの場合、令和9年度に試算どおりに基金残高が5,000万円となれば、そのときに大幅な引き上げ改正をしなければいけないことを懸念しています。つまり、将来の人たちの負担増というところを危惧しています。 ただ、事務局としては、来年度以降の負担の緩和を図るという案Bを考えているということと、委員の皆さまのなかでも、案Bを支持するという意見もございます。まだご意見をいただいていない委員の方もいらっしゃると思いますので、いかがでしょうか。 はい、高野委員、お願いします。</p>
高野委員	<p>やはりでは令和9年度以降、どのような状況にあるか分かりませんので、その際に基金がより多く残る案Aの方がいいのかなと思っています。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。 はい、渡部委員、いかがでしょうか。</p>
渡部委員	<p>私も令和8年度末の基金が5,000万しか残らないというのが気がかりです。会長が言われたように、今後、ますます高齢化により医療費の増加が見込まれるなか、ここから保険税率が下がるということは、なかなか考えられないというふうに思います。 そうしますと、令和9年度で急激な負担増とならないよう備えるためにも、案Aとした方がいいのかなと思っています。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。 はい、石井委員、いかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>はい、保険料水準の統一は先送りかもしれませんが、他の委員さんからもあったように、今後、高齢化などで医療費がもっとかかってくるのではないかとということで、基金残高が5,000万円となる案Bでは心配なところですが、それが、案Aであれば、令和9年度以降に保険料が足りないというときに対応できるかもしれないといった、先々のことを考えますと、私は案Aでいいのかなと思っています。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。 はい、杉野訓男委員、お願いします。</p>
杉野訓男委員	<p>はい、先ほどもありましたが、将来的に社保と国保を統合するというのが、もう何年も前から言われています。まだ現段階では、あまり進捗は見られませんが、そういった国の施策に期待するところもあります。 そういったことも含めて、5年・6年といった将来的なことが測りかねるなか、まずは向こう3年を見据えて、少しでも被保険者の負担を緩和できる、案Bの方がいいのかなという考えであります。</p>
百瀬会長	<p>当面の保険税率を少しでも低くする方がいいのではないかとことですね。 はい、杉野五郎委員、お願いします。</p>
杉野五郎委員	<p>はい、改正案A・Bとで所得割の上げ幅だけで見ますと、2.21%と1.71%ですので、そうは大きくは見えないのですが、所得に乗じるものですので、0.50%の差とい</p>

杉野五郎委員	うところで、実際に負担する額の増額分で考えますとかなり大きくなるのが懸念されます。ですので、被保険者の急激な負担増を緩和する案Bに賛成します。
百瀬会長	<p>ありがとうございます。ひととおり意見をいただきましたが、先ほど申し上げましたとおり、多数決は避けたいので、意見集約を図っていきたいと思います。</p> <p>私自身は、会長という立場ではありますが、龍ヶ崎市民ではありませんので、市の状況を確実に把握しているわけではありません。そのなかで、市の状況を的確に把握されている、各委員の皆さまの意見も、案A、B、あとはそもそも引き上げに反対だという意見もありました。また、事務局では被保険者の負担緩和ということで、案Bをとということでした。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>補足での説明となりますが、よろしいでしょうか。先ほどもありましたが、今年、令和6年の10月からの社会保険の適用拡大で、短時間労働者の方の社会保険加入により、おそらく国保からも給与所得者が抜けることとなります。そうしますと、より国保加入者全体での所得が下がってきます。そのなかで納付金を確保できる税率の設定となりますと、当然、税率が跳ね上がることとなります。それを緩和するための措置として、事務局としては各年で1億円を繰り入れというところで考えているところです。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>確かに10月から社会保険の適用拡大がさらにもう一段階進みますので、より収入の少ない方が国保の加入者に多くなるという状況になります。そのなかで、税率を決定せざるを得ない、そこに配慮すると、やはり向こう3年間の繰り入れ額を少し多くして、負担緩和を図りたいというのが、事務局の意見ということですね。</p> <p>ちなみに、この1度決定した税率というものは、基本的に3年間は絶対に変更できないのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、制度改正のほか流行病など、想定外の給付費の増加があった場合は、やむを得ず3年間待たないで見直すことも有り得るかもしれませんが、今の状況が続くという前提であれば、現時点では今回の改正税率で3年間ということ考えております。また、この3年間でやはり必要な税収を得られず、基金が枯渇し、繰り入れることもできなくなった場合、先ほどから一般会計繰入についても触れられていましたが、暫定的な措置として、一般会計からの繰入を行うことがあるかもしれませんが、基本は税率の引き上げで対応せざるを得ないと考えています。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>想定外のことが起きた場合は、色々な選択肢があり、最終的には一般会計繰入についても可能性は低いかもしれませんが、その選択肢も含めて検討・対応されていくということですね。</p> <p>では、時間が限られているなか、ここで難しい舵取りをしなければいけないのですが、いかがでしょうか。案Aを推された委員の方もいらっしゃいましたが、事務局の説明、案Bを支持する委員の方、伊藤委員のご意見も踏まえまして、今回の審議では、来年度の税率は一旦、案Bと決定しまして、来年度の改正後の税収の見込みや、納付金の状況などによっては、令和7年度からの税率を例えば今回の案Aとするかなども含めて、再度審議するという形でよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員了承)</p> <p>ありがとうございます。案Aにご賛同いただいた委員の皆さまには大変申し訳ありませんが、これまでの協議会での審議の結果、総合的に判断して、来年度、令和6年度の税率は、改正案Bとします。ただし、状況を見て再度審議することといたします。</p> <p>以上のように決定しましたので、事務局では改正議案の提出などの手続きを進めていただければと思います。</p>

百瀬会長	<p>それでは、議事第1号についてはここまでとさせていただきます、最後に事務局より、「その他」について説明をお願いします。</p>		
事務局	<p>はい。「その他」につきましてご説明させていただきます。</p> <p>(会議資料参照)</p> <p>以上、「その他」についての説明となります。</p>		
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日の議事は以上となります。今回、保険税率について、案Bとなりましたが、案Aの支持、および税率の引き上げに反対されるご意見もあったということを記録いただきたいと思います。また、来年度以降、今回の意見を踏まえまして、国保財政の状況を見ながら、適切な税率設定に努めていただきたいと思います。</p> <p>長時間にわたる会議の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>以降の進行は事務局にお渡しし、ここで議長の任を解かせていただきます。それでは、事務局をお願いします。</p>		
事務局	<p>百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。</p> <p>冒頭にもお伝えしたとおり、本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、高野 美枝子 委員、杉野 訓男 委員に会議録の確認、及びご署名をお願いいたしますので、その節はよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和5年度 第4回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会を終了いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、本会議へのご参加、誠にありがとうございました。</p>		
署 名			
会 長	_____		
会議録署名人	_____		
会議録署名人	_____		
情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
	部分公開 非公開	公開が可能となる 時期(可能な 範囲で記入)	年 月 日